## 朝来市総合計画審議会傍聴要領

- 1 この要領は、朝来市総合計画審議会運営基準(以下「基準」という。) 2 (3) の 規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、自己の住所、氏名を傍 聴人受付簿に記入し、会長の許可を受けなければならない。
- 3 傍聴希望者が、基準2(1)に規定する定員を超えるときは、抽選により傍聴人を 決定する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は傍聴することができない。
- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 5 傍聴人は、指定する傍聴席において傍聴することとし、傍聴席にあるときは、次の 事項を守らなければならない。
- (1) 静粛にし、会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行 為をしないこと。
- 6 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
- 7 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。
- 8 傍聴人は、基準5の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、す みやかに退場しなければならない。
- 9 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。